

「第 5 次上越市行政改革推進計画」の概要について

- 1 第 5 次上越市行政改革推進計画の位置付け
 - ・ 第 5 次上越市行政改革大綱に示した内容を、着実かつ集中的に推進するための具体的な取組を示したアクションプラン（実施計画）として策定する。
 - ・ 平成 26 年度に実施した「事務事業の総点検」の評価結果を踏まえ、「財政計画」及び「定員適正化計画」と連動した計画とする。
- 2 計画期間
 - ・ 第 5 次上越市行政改革推進計画（以下「推進計画」という。）の計画期間は、大綱とあわせ、平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間とする。
 - ・ なお、毎年度の検証結果を踏まえ、必要に応じて新たな取組の追加や推進状況にあわせた取組内容の見直しを行うなど、その時々状況に応じた最適な手法により行政改革を推進するものとする。
- 3 推進計画の特徴・構成等
 - ・ 推進計画全体を通じた総括的な目標設定は行わず、取組項目ごとに現状と課題を整理し、計画の最終年度（平成 30 年度）の到達目標を設定した上で、目標達成に向けた年度別の取組内容（工程）を明示する。到達目標については、可能な限り定量化を図るものとする。
具体的な計画内容のイメージ案は、別紙資料 2 - 2 のとおり
 - ・ 全庁的に行政改革に取り組む機運の醸成を図るため、推進計画では、全ての課等が何らかの取組に関与する内容を盛り込むものとする。
各取組項目の関係課等は、別紙資料 2 - 3 のとおり
- 4 推進体制（進捗管理）
 - ・ 市長を本部長とする行政改革推進本部において、半期毎の進捗状況の把握を行うとともに、取組が遅延している場合は、適宜、政策監会議等を通じて、進捗の改善を図るものとする。
- 5 進捗状況の公表
 - ・ 広報上越及び市ホームページ等で市民に進捗状況を公表するとともに、市議会に進捗状況を報告する。
- 6 策定に向けたスケジュール
 - ・ 策定に向けた今後のスケジュールは以下のとおり。
 - ・ なお、推進計画については、パブリックコメントを実施する第 5 次上越市行政改革大綱の実施計画であり、毎年度の見直しを予定していることから、パブリックコメントは実施しない。

時 期	内 容
平成 26 年 10 月 21 日	・ 行政改革推進本部会議における審議
11 月 ~	・ 庁内での検討（取組主管課等との協議） ・ 市議会行政改革調査対策特別委員会及び地域協議会等への説明・意見交換
12 月	・ 素案の取りまとめ
平成 26 年 1 月 ~ 2 月	・ 計画の策定、公表 ・ 大綱及び推進計画の概要版作成（市民への配布）